

平成 28 年 12 月

建設工事における社会保険等未加入業者の取り扱いについて

建設業者の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下、「社会保険等」という。）未加入対策については、国等で既に対策が行われているところであります。本市においても、平成 29・30 年度高萩市建設工事等入札参加資格審査申請から、社会保険等加入を入札参加資格登録の要件とし、社会保険等未加入の事業者については入札参加資格登録ができなくなりますので予めご承知ください。

1. 社会保険等未加入事業者とは

入札参加資格審査申請において提出する、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下、「経審」という。）の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄のうち、ひとつでも「無」がある場合には、経審の審査基準日現在で社会保険等未加入事業者となります。（上記 3 つの欄のすべてが「有」もしくは「除外」の場合は社会保険等加入事業者となります。）

2. 平成 29・30 年度建設工事等入札参加資格審査申請での取り扱いについて

平成 29 年 1 月に受付を開始する「平成 29・30 年度建設工事等入札参加資格審査申請」からは、社会保険等加入を入札参加資格登録の要件とし、当該要件を満たしていない事業者は入札参加資格登録ができなくなります。そのため、本市の建設工事における入札参加資格登録を希望する事業者のうち、社会保険等未加入の事業者においては、早急に社会保険等の加入手続き（または適用除外の登録）をお願いします。

加入手続きの問い合わせについては、雇用保険はお近くのハローワーク、健康保険及び年金保険はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

問合せ先 高萩市総務部財政課管財 G TEL : 0293-23-2113